

あなたのアイデアで魚津をもっと元気に!

～ “ 市民自治の確立 ” をめざして ～



平成30年度
提案事業を募集します!

平成30年度

魚津市市民公募型提案事業応募の手引き

市民公募型提案事業は、町内会、自治会又は魚津市内で社会貢献的活動を行っている市民団体等、自発的に地域課題の解決等に取り組んでいる団体と連携して実施する公募型の提案事業です。「私たちのまち“うおづ”を自分たちで創る」ための事業提案を公募し、提案団体と魚津市が事業目的を共有しながら、それぞれの役割と責任に基づき、協働して事業を実施することにより、市民自治の確立を目指します。

*** 募集期間 ***

平成29年11月1日(水)から

12月15日(金)17:00まで (※地域協働課必着)

まずは、お電話ください!

魚津市 地域協働課
協働推進係

電話:0765-23-1017

E-mail:chiiki-kyodo@city.uozu.lg.jp

目 次

事業概要.....3

記載例..... 6

Q&A.....12

事業概要

1. 事業の趣旨

市民公募型提案事業は、市民が主体となった自治の実現のため、市民の自由な発想を生かした事業提案を公募し、市民と市が事業目的を共有しながら、それぞれの役割と責任に基づき、協働して事業を実施することで、多様化・複雑化する地域課題の解決を図るものです。

2. 対象となる事業

公益的及び社会貢献的な事業であって、地域課題の解決や市民サービスの充実等にながるとともに、協働することで具体的な効果や成果が期待できる、次の事業とします。

- ① 平成30年4月1日以降に着手する事業(平成31年3月31日までに完了するもの)
- ② 公共的課題の解決へ取り組むために、新たに立ち上げる事業
- ③ 公共的課題の解決に向けて取り組んできた事業をさらに拡充しようとする事業

3. 応募資格

町内会、自治会又は魚津市内で社会貢献的活動を行っているボランティア団体、NPO法人、企業等で、次のすべての要件をすべて満たす団体とします。

- ① 5人以上の会員で組織されていること。
- ② 組織の運営に関する定款、規約、会則等の定めを有する団体であること。
- ③ 予算及び決算を適正に行なっていること。
- ④ 原則として、1年以上継続して活動している団体であること。
- ⑤ 事業の成果報告ができる団体であること。
- ⑥ 宗教活動、政治活動等を目的とした団体でないこと。
- ⑦ 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑧ 「特定非営利活動促進法」第12条第1項第3号イ・ロに掲げる団体でないこと。

4. 応募に必要な書類の提出

応募する団体は、募集期間内に、次の関係書類を直接市役所地域協働課協働推進係に提出してください。

平成30年度 魚津市市民公募型提案事業提案書(様式第1号)

(添付書類)

- ・事業計画書(様式第2号)
- ・事業収支予算書(様式第3号)
- ・提案団体概要調書(様式第4号)
- ・定款、規約、会則等の写し
- ・団体の前年度の収支決算書及び団体の活動内容がわかるもの
- ・団体目的等についての誓約書(様式第5号)

※ 関係書類の書式は、この手引きの末尾に記載しています。また、市のホームページからもダウンロードができます。

(<http://www.city.uzo.toyama.jp/event-topics/svTopiDtl.aspx?servno=3078>)

5. 提案事業の実施時期

事業の実施期限は平成30年度内です。事業採択(最も早いもので平成30年4月1日)されてから、平成31年3月31日までに完了するものとします。

6. 審査及び選考方法

次の手続により審査及び選考を行いません。

- ① 応募のあった提案事業について、市は、提案関係書類を調査し、関係課の意見を付けて市民団体等の代表者及び本市職員で構成する選考委員会に提出します。
なお、応募多数の場合や、提案内容が適等でない場合などは、事前の選考委員会で書類審査による審査及び選考を実施したうえで公開の選考会を行います。
- ② 選考委員会は、提案団体による提案事業内容についての説明を受け、提出書類及び説明の内容を評価し、市民公募型提案事業に採択する候補を選定します。
(選考会は、公平性・透明性を高めるため、公開により開催します。)
- ③ 選考結果に基づき、市長が採択候補事業と選定されたものの内から採択事業を決定します。
- ④ 提案内容の概要と選考結果を公開し、採択・不採択の結果を提案団体に通知します。

7. 事業の選考基準

選考委員会は、次の選考基準に基づいて審査、選考を行います。

- ① 応募資格の要件を満たしていること。
- ② 法令等に違反していないこと。
- ③ 提案内容が陳情、要望又は財政的援助を主な目的としていないこと。
- ④ 国、県及び市の補助又は委託の対象となっていないこと。
- ⑤ 営利を目的とした事業でないこと。
- ⑥ 特定の団体の運営を主な内容とした事業でないこと。
- ⑦ 事業実施を伴わない調査又は研究事業でないこと。
- ⑧ 協働の役割分担が明確で、提案団体が実施することによって、効果的で質の高いサービスが提供できる事業であること。
- ⑨ 先駆的で新しい視点からの事業であること、又は既存事業の拡充が図られ、地域での活動の広がりが期待できる事業であること。
- ⑩ 公益的(不特定多数のもの利益)及び社会貢献的な事業であって、提案団体と市が協働して取り組むことによって地域課題の解決や市民サービスの実現が図られると期待できること。
- ⑪ 実施体制が十分で事業を確実に実施できること。
- ⑫ 経費の積算等が適正であること。

8. 補助金

採択決定され事業実施の対象となった提案団体には、事業の詳細について市と協議を行っていただくとともに、補助金の交付申請をしていただきます。市は、魚津市市民公募型提案事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付します。

補助額は、1事業につき、補助対象経費の10分の8以内とし、30万円を限度とします。

対象となる経費

項目	内容
賃金	事業実施のために必要な人件費(実施団体の構成員の人件費を除く。) ※但し、補助額の50%以内とします。
報償費	外部講師等への謝金
旅費	講師等の旅費、会議や打合せのための交通費等
消耗品費	資料、事務用品等の購入費
燃料費	事業実施のために必要な車両のガソリン代等
食糧費	外部講師等の茶菓子代、事業に参加した者に提供する飲み物代等
印刷製本費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷製本費
通信運搬費	郵送料、宅配等の運搬用経費(通信費については、明らかに当該事業に係る経費と認められるものに限る。)
保険料	ボランティア保険、行事保険料等
手数料	事業実施のために実施団体が負担する手数料
使用料及び賃貸料	イベント会場使用料(団体事務所の賃借料を除く。)、車両等の借上料
原材料費	事業に直接使用する原材料
その他経費	事業実施のために必要な上記以外の経費 ※但し、事前に協議し、市長が特に認めたものに限ります。

9. 応募から事業完了までの流れ

平成29年11月 1日(水)	市民公募型提案事業募集開始
平成29年12月15日(金)	募集締切
平成30年1月上旬	事前調査(書類審査等)
平成30年2月中旬	選考会(提案団体の事業説明を含む審査) 採択事業候補の決定
平成30年3月下旬	3月議会終了後に採択事業の決定、関係団体に通知
平成30年4月1日以降	補助金交付申請 補助金交付決定通知
平成31年3月31日までに	補助事業完了後速やかに実績報告

10. 成果の報告

事業実施団体は、事業完了後速やかに実績報告をお願いします。

11. その他

平成30年度事業については2件の事業採択を予定しておりますが、平成30年3月議会で審議される平成30年度当初予算の内容によっては、採択件数が変更になる可能性があります。

記載例

様式第1号（第6条関係）

提案書の提出日をご記入ください。

平成〇〇年△△月□□日

平成〇〇年度 魚津市市民公募型提案事業提案書

魚津市長 あて

団体所在地 魚津市〇〇△△□□
団体名 〇〇の会
代表者名 会長 魚津 太郎 ⑩
(担当者氏名) 協働 次郎
(電話) 0765-**-****

平成〇〇年度魚津市市民公募型提案事業について、下記の通り関係書類を添えて応募します。

記

1 提案事業の名称

【〇〇□□△△事業 **なるべく簡潔で、事業内容が分かりやすい名称にしてください。**】

2 事業区分（いずれかに○をつけてください。）

- (1) 公共的課題の解決へ取り組むために、新たに立ち上げる事業
- (2) 公共的課題の解決に向けて取り組んできた事業をさらに拡充しようとする事業

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 提案団体概要調書（様式第4号）
- (4) 定款、規約、会則等の写し
- (5) 団体の前年度の収支決算書及び団体の活動内容がわかるもの
- (6) 団体目的等についての誓約書（様式第5号）

備考

- (1) 提案書及び添付書類等は全てA4サイズ片面としてください。
- (2) 各記入欄の大きさの変更は可能です。
- (3) 添付書類で無いものがある場合は、それに代わるものを添付してください。

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

事業の名称	○○□□△△事業 様式第1号の「1 提案事業の名称」と同じ名称をご記入ください。	
事業の目的	(解決すべき課題) 「何のために」この事業を実施するのかを分かりやすく簡潔にご記入ください。	
事業の内容	対象	(どこで、だれに等)
	手法	(いつ、どのように、何を等)
	目標	(目的とする結果、数値基準等)
※長くなる場合、別紙添付でも可です。より分かりやすく伝えるために、事業に関するチラシや資料、事業実施場所の地図を添付していただいても結構です。 また、既存事業の拡充に該当する場合は、従前の活動についても簡潔にご記入ください。		

協働して取り組むことの必要性	<p>(団体や行政の特性から説明してください。)</p> <p>●なぜ、市と“協働”することが必要なのか、ご記入ください。 ●また、協働することによって、どのような効果や利点があるのか具体的に記入ください。</p>																														
役割分担	<p>(提案団体が果たす役割)</p> <p>●貴団体が事業を実施するうえで、果たそうとする役割を具体的にご記入ください。</p>																														
	<p>(事業実施に伴う市の役割)</p> <p>●貴団体が事業を実施するうえで、市に期待する役割を具体的にご記入ください。(例:情報提供、活動の場の提供、広報の支援など)</p>																														
事業スケジュール	<p>(準備期間、本実施期間、事業の評価等のスケジュール)</p> <table border="1" data-bbox="440 1021 1383 1738"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>内 容</th> <th>詳 細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>記入例</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>〇〇との打ち合わせ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>△△のチラシ作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>.</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>.</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>□□□の開催</td> <td></td> </tr> <tr> <td>.</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>報告書作成</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>●事業の具体的なスケジュール(月ごとの進捗状況が分かるようなもの)をご記入ください。 ※詳しい内容等を書いたチラシや資料等がある場合は、「別紙チラシのとおり」等とご記入ください。</p>	月	内 容	詳 細						記入例	7月	〇〇との打ち合わせ		8月	△△のチラシ作成		.			.			12月	□□□の開催		.			3月	報告書作成	
月	内 容	詳 細																													
		記入例																													
7月	〇〇との打ち合わせ																														
8月	△△のチラシ作成																														
.																															
.																															
12月	□□□の開催																														
.																															
3月	報告書作成																														

めざす効果	<p>(事業に取り組み、市民がどのような効果を受けるか。)</p> <p>●この提案事業を実施することでの予想される“効果”をご記入ください。</p>
今後の展開	<p>(事業終了後の事業展開)</p> <p>●今回モデル事業を実施した場合、来年度(H30 年度)以降、どのように事業を展開していく予定なのかをご記入ください。</p>

備考 協働しようとする関係課 (分かる範囲でご記入ください。)

課名： (○○課)

様式第3号（第6条関係）
事業収支予算書

●この収支予算書は、今回申請する事業に要する費用について
ご記入ください。
※団体の全ての予算を記入するものではありません。

【収入の部】

(単位：円)

区分	予算額	内 訳
自己資金 (会費収入等)		会費やもともと貴団体が資金としてお持ちの費用で、この事業に充当される資金をお書きください。
市補助金		
その他収入 (参加費・寄附)		事業を実施した際の参加費用や寄附金等をお書きください。
合 計		

【支出の部】

「収入」「支出」それぞれの合計欄は、同じ金額となります。

区分	予算額	内 訳
賃金		事業実施のために必要な人件費(実施団体の構成員の人件費を除きます。)※但し、補助額の50%以内とします。
報償費		外部講師等への謝金
旅費		講師等の旅費、会議や打合せのための交通費等
消耗品費		資料、事務用品等の購入費
燃料費		事業実施のために必要な車両のガソリン代等
食糧費		外部講師等の茶菓子代、事業に参加した者に提供する飲み物代等
印刷製本費		チラシ作成費等広報宣伝用の印刷製本費
通信運搬費		郵送料、宅配等の運搬用経費(通信費については、明らかに当該事業に係る経費と認められるものに限りします。)
保険料		ボランティア保険、行事保険料等
手数料		事業実施のために実施団体が負担する手数料
使用料及び賃貸料		イベント会場使用料(団体事務所の賃借料を除きます。)、車両等の借上料
原材料費		事業に直接使用する原材料
その他経費		事業実施のために必要な上記以外の経費 ※但し、事前に協議し、市長が特に認めたものに限りします。
(補助対象外経費)		補助対象とならない経費であっても、全体事業費の把握のためにご記入ください。
合 計		
補助対象経費		

備考

- (1) 市補助金は、補助対象経費の80%以内(千円未満切捨て)で30万円までです。
- (2) 収入が補助金だけであれば、対象事業となりませんのでご注意ください。
- (3) 当該事業期間中に購入等がなされ、かつ、経費支出がなされるものに限りします。
- (4) 賃金は、事業実施のために必要な人件費のみが対象であり、実施団体の構成員の人件費は対象となりません。また、補助額の50%以内とします。
- (5) その他経費は、事業実施のために必要な経費で、事前に協議し、市長が特に認めたものに限りします。
- (6) 収入合計及び支出合計は、同額となるようにしてください。

様式第4号（第6条関係）

提案団体概要調書

1 団体の名称及び設立時期

名 称 【
設立年月 【 年 月 日 】

2 所在地
〒

3 連絡先（上記以外にある場合）

4 代表者名

5 提案事業担当責任者

氏名

Tel

fax

email

6 団体の目的と活動概要

(1) 団体の目的・活動概要

貴団体の規約や会則等に記載されている設立目的をご記入ください。

活動概要は簡潔に（箇条書き等で）ご記入ください。

基本的に、規則や会則等に記載された活動概要をご記入ください。

(2) 正会員 人

7 これまでの主な活動実績（これまでに市や他の団体から助成及び委託を受けた場合等も記入）

次の要領でご記入ください。（過去5年前の実績で、主なものを2件程度ご記入ください。）

①市や他の行政機関から事業を受託したことがある場合

⇒事業名、委託契約先名、受託期間、金額等

②市や他の行政機関、民間団体等から助成金を受けたことがある場合

⇒事業名、助成金名称、助成団体、時期、金額等

8 会員名簿（当該事業の運営に参加される方のみ記入）

No.	氏名	住所	備考（役職など）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

備考 人数が多い場合は、別紙として添付してください

魚津市市民公募型提案事業Q&A

Q 個人での応募は可能ですか？

A 個人は対象にしておりません。町内会、自治会又は魚津市内で社会貢献的活動を行っているボランティア団体、NPO法人、企業等の団体を対象としております。詳しくは手引きの「3.応募資格」をご参照ください。※イベント実行委員会等も対象となる場合がありますので事前にご確認ください。

Q 終了した事業に対しての助成は可能ですか？

A これから始める事業を対象としています。終了した事業への助成はできません。

Q 事業費が30万円未満でも申請は可能ですか。

A 可能です。補助額は上限が30万円で、事業費全額の80%以内です。
たとえば、事業費の合計が10万円の場合、8万円まで補助されます。

Q 補助金はいつもらえますか。

A 原則事業完了後にお支払いしますが、事業の実施に必要な場合は前払いすることも可能です。

Q 具体的には、どのような活動が対象となるのですか？

A これまでに採用された事業は以下の通りです。

- ①第2回魚津漁火まつり(平成23年度)
- ②通りに“にぎわい創出”事業～ベンチ設置でホッと一息～(平成23年度)
- ③北鬼江海岸「空地」における植栽事業(平成24年度)
- ④魚津音組チャレンジプロジェクト2012「みんなムービー」製作事業(平成24年度)
- ⑤独り暮らし高齢者の会食・交流事業(平成24年度)
- ⑥魚津市長杯争奪蟹気楼ヨットレース開催事業(平成25年度)
- ⑦魚津の「今」をインターネットで映像配信事業(平成25年度)
- ⑧魚津クリアらーめんの販売促進を通じた地域活性化事業(平成26年度)
- ⑨ハロウィンIN中央通り2014開催事業(平成26年度)
- ⑩バル街de婚活！(平成27年度)
- ⑪突撃！隣の市町村 魚津で婚活(平成27年度)
- ⑫花のふれあいフェスタ2016(平成28年度)
- ⑬田んぼの世界選手権(平成28年度)
- ⑭小菅沼ヤギの杜耕作放棄地解消後の有効活用事業(平成29年度)

また、NPO団体等が活動している次のような活動があげられます。

(「特定非営利活動促進法」より抜粋)

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救助活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 情報化社会の発展を図る活動
- 13 科学技術の振興を図る活動
- 14 経済活動の活性化を図る活動
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16 消費者の保護を図る活動

※ ただし、この補助金の対象となるのは、応募の手引き「2 対象となる事業」のとおりです ので注意してください。

Q 既に市や県から補助金を受けている事業も申請できますか？

A 既に公的な補助金を受けている事業については対象となりません。

Q 過去に活動を開始した事業で、現在も継続している事業は対象となりますか？

A 事業内容を拡充する場合は対象となる場合があります。

たとえば、例年行ってきた行事が10周年を迎えたので、今回は規模を拡大して実施する場合等は対象となります。ただし内容によりますので事前にご相談ください。

Q 自己資金がないので補助金だけで事業を実施することも可能ですか？

A 残念ながら対象とはなりません。また、補助額は総事業費の80%までですので、自己資金や寄付金等の自主財源が必要となります。

Q 考えている事業が、補助対象となるのかどうか分からない。

A 一度、市役所地域協働課へご相談ください。工夫次第で対象となる事業でも応募締切に間に合わなくなってしまう場合もありますので、早めのご相談をおすすめします。

Q 応募書類の書き方がわからない。

A 不明な点があれば、お問い合わせください。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

年度 魚津市市民公募型提案事業提案書

魚津市長 あて

団体所在地

団体名

代表者名

⑩

（担当者氏名）

（電話）

年度魚津市市民公募型提案事業について、下記の通り関係書類を添えて応募します。

記

1 提案事業の名称

【 】

2 事業区分（いずれかに○をつけてください。）

- (1) 公共的課題の解決へ取り組むために、新たに立ち上げる事業
- (2) 公共的課題の解決に向けて取り組んできた事業をさらに拡充しようとする事業

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 事業収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 提案団体概要調書（様式第 4 号）
- (4) 定款、規約、会則等の写し
- (5) 団体の前年度の収支決算書及び団体の活動内容がわかるもの
- (6) 団体目的等についての誓約書（様式第 5 号）

備考

- (1) 提案書及び添付書類等は全て A 4 サイズ片面としてください。
- (2) 各記入欄の大きさの変更は可能です。
- (3) 添付書類で無いものがある場合は、それに代わるものを添付してください。

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

事業の名称		
事業の目的	(解決すべき課題)	
事業の内容	対象	(どこで、だれに等)
	手法	(いつ、どのように、何を等)
	目標	(目的とする結果、数値基準等)
協働して取り組むことの必要性	(団体や行政の特性から説明してください。)	

役割分担	(提案団体が果たす役割)																											
	(事業実施に伴う市の役割)																											
事業スケジュール	(準備期間、本実施期間、事業の評価等のスケジュール)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>内 容</th> <th>詳 細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	月	内 容	詳 細																								
	月	内 容	詳 細																									
めざす効果	(事業に取り組み、市民がどのような効果を受けるか。)																											
今後の展開	(事業終了後の事業展開)																											

備考 協働しようとする関係課 (分かる範囲でご記入ください。)

課名： ()

様式第3号 (第6条関係)

事業収支予算書

【収入の部】

(単位:円)

区 分	予 算 額	内 訳
合 計		

【支出の部】

(単位:円)

区 分	予 算 額	内 訳
(補助対象外経費)		
合 計		
補助対象経費		

備考

- (1) 市補助金は、補助対象経費の80%以内（千円未満切捨て）で30万円までです。
- (2) 収入が補助金だけであれば、対象事業となりませんのでご注意ください。
- (3) 当該事業期間中に購入等がなされ、かつ、経費支出がなされるものに限ります。
- (4) 賃金は、事業実施のために必要な人件費のみが対象であり、実施団体の構成員の人件費は対象となりません。また、補助額の50%以内とします。
- (5) その他経費は、事業実施のために必要な経費で、事前に協議し、市長が特に認めたものに限ります。
- (6) 収入合計及び支出合計は、同額となるようにしてください。

様式第4号（第6条関係）

提案団体概要調書

1 団体の名称及び設立時期

名 称 【

設立年月 【 年 月 日 】

2 所在地

〒

3 連絡先（上記以外にある場合）

4 代表者名

5 提案事業担当責任者

氏名

TEL

fax

e-mail

6 団体の目的と活動概要

(1) 団体の目的・活動概要

(2) 正会員 人

7 これまでの主な活動実績（これまでに市や他の団体から助成及び委託を受けた場合等も記入）

8 会員名簿（当該事業の運営に参加される方のみ記入）

No.	氏名	住所	備考（役職など）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

備考 人数が多い場合は、別紙として添付してください。

年 月 日

団体目的等についての誓約書

団体名

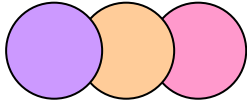
代表者氏名

⑩

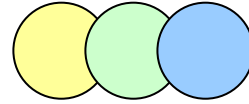
本団体は、下記のすべての事項に該当することを誓約します。

記

- 1 宗教活動、政治活動等を目的とした団体でないこと。
- 2 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- 3 「特定非営利活動促進法」第12条第1項第3号イ又はロに掲げる団体でないこと。



まずは、ご相談ください



提案事業に応募をお考えの団体は、
お気軽にお問い合わせください。

事前に相談していただくことで、
申請受付がスムーズに進みます。



問い合わせ・書類等提出先

魚津市 企画総務部 地域協働課 協働推進係（市役所2階）

〒937-8555 魚津市釈迦堂1-10-1

電話：0765-23-1017

FAX：0765-23-1182

E-mail: chiiki-kyodo@city.uozu.toyama.jp

ホームページ

<http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=2304>

